

土岐市国民健康保険料簡易試算表(令和8年度用)

【 医療給付費分 】

A 所得割額	基準総所得金額	_____円	×	6.67%	=	_____円	
B 均等割額	未就学児除く(____人	×	30,580円)	×	(軽減)	_____円	
C	未就学児	(____人	×	15,290円)	×	(軽減)	_____円
D 平等割額	1世帯につき	19,930円	×	(軽減)	_____円		
E ≪医療保険分≫ A+B+C+D =						円	
賦課限度額: 67万円							

【 後期高齢者支援金分 】

F 所得割額	基準総所得金額	_____円	×	2.36%	=	_____円	
G 均等割額	未就学児除く(____人	×	10,920円)	×	(軽減)	_____円	
H	未就学児	(____人	×	5,460円)	×	(軽減)	_____円
I 平等割額	1世帯につき	7,120円	×	(軽減)	_____円		
J ≪後期高齢者支援分≫ F+G+H+I =						円	
賦課限度額: 26万円							

【 介護納付金分 40～64歳の方のみ 】

K 所得割額	基準総所得金額	_____円	×	2.02%	=	_____円
L 均等割額	加入者1人当たり(____人	×	11,660円)	×	(軽減)	_____円
M 平等割額	1世帯につき	5,780円	×	(軽減)	_____円	
N ≪介護保険分≫ K+L+M =						円
賦課限度額: 17万円						

【 子ども子育て支援金分 】 ※18歳未満の被保険者は子ども子育て支援金分の均等割額が賦課されません。

O 所得割額	基準総所得金額	_____円	×	0.28%	=	_____円
P 均等割額	加入者1人当たり(____人	×	1,280円)	×	(軽減)	_____円
Q 均等割額	加入者1人当たり(____人	×	100円)	×	(軽減)	_____円
	18歳以上均等割					
R 平等割額	1世帯につき	820円	×	(軽減)	_____円	
S ≪子ども子育て支援金分≫ O+P+Q+R =						円
賦課限度額: 3万円						

≪年間保険料≫ E+J+N+S = 円 月額(およそ) 円/月

試算の際は、以下の事項にご注意ください。

この試算表による試算結果は、あくまで概算額となります。料率は国民健康保険の運営状況に応じて毎年見直されます。

「月額」は、納期が年に9回のため、年間保険料を9で除した金額で、ひと月あたりの負担額の目安です。

実際の各月における納付額とは異なります。この試算表は次のいずれかに該当する世帯には対応していません。

- ・年度途中の加入、脱退で人数が変わる場合
- ・年度途中で40歳、65歳、75歳に到達する加入者がいる場合
- ・年度途中で前年所得の修正申告をされた加入者がいる場合(申告後の所得で計算してください。)
- ・世帯に国民健康保険から後期高齢者医療保険へ移行した人(世帯主を除く)がいる場合
- ・会社都合での退職(非自発的失業者)による国保加入者(65歳未満)がいる場合